図表 1

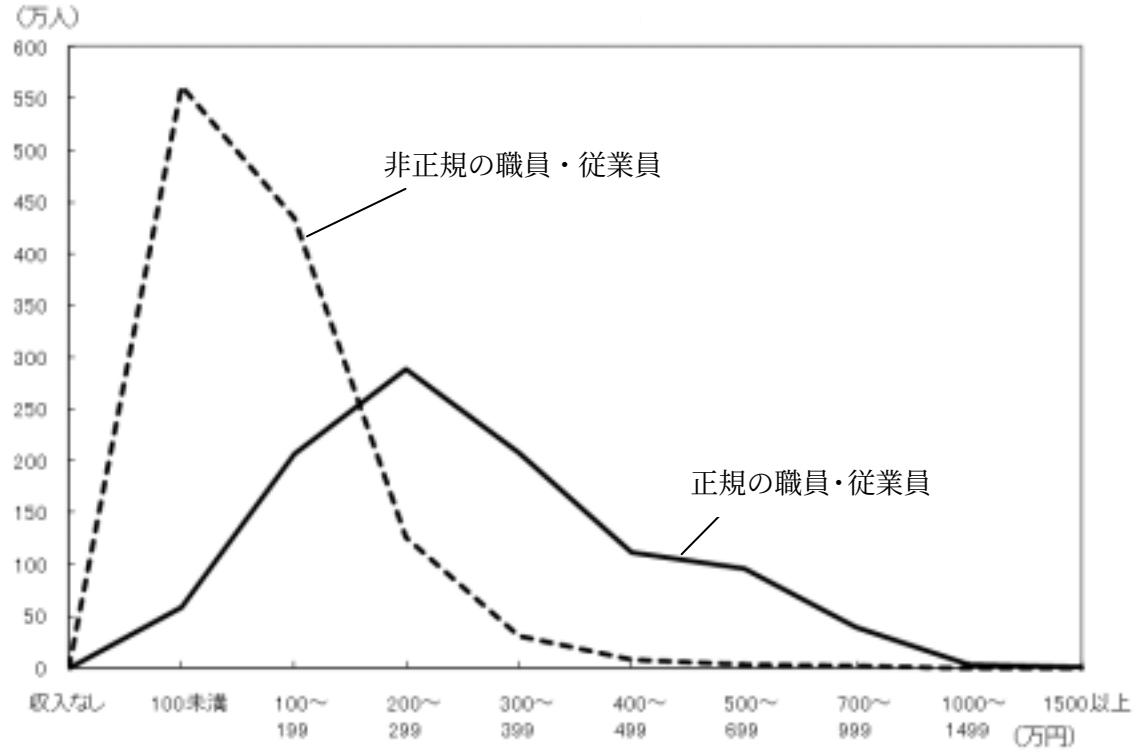

出所）総務省（2009;Ⅱ-A-第 4 表）

仕事からの年収（正規・非正規別、女性、2009 年）

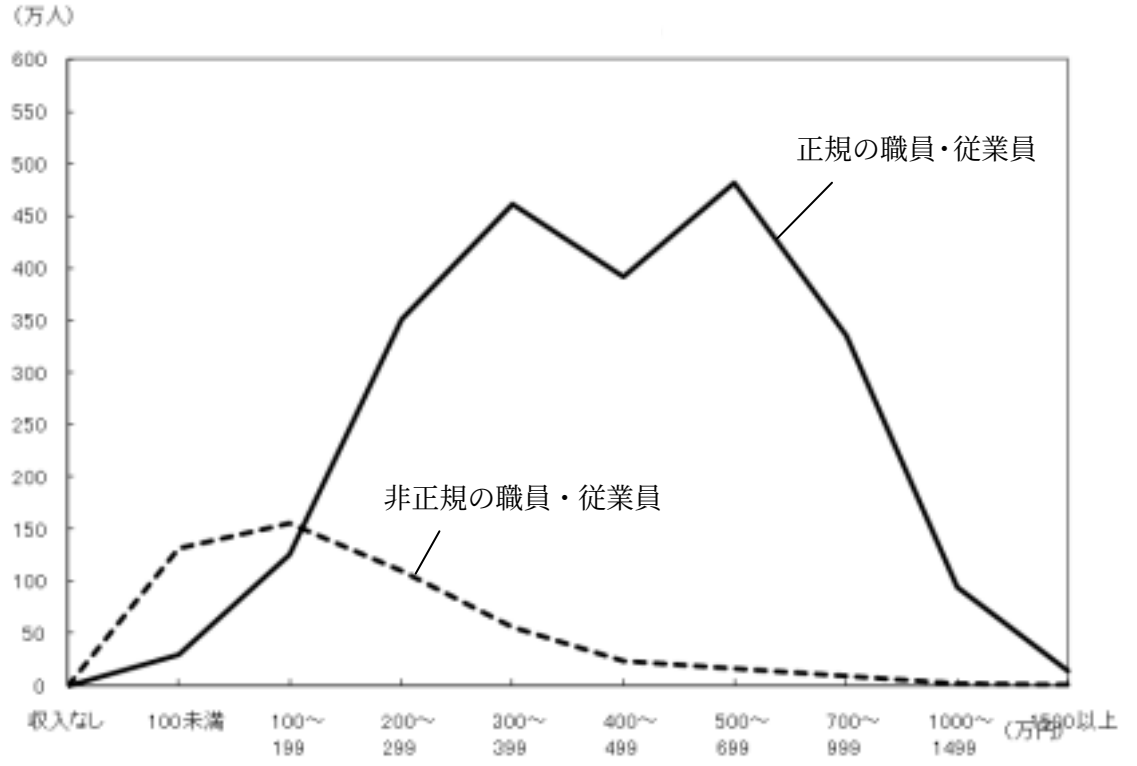

出所）総務省（2009;Ⅱ-A-第 4 表）

仕事からの年収（正規・非正規別、男性、2009 年）

図表 2　生活をまかなう主な収入源（就業形態別、2007 年）　（単位：%）

	自分自身の収入	配偶者の収入	親の収入	人数の構成比
正社員	84.9	8.8	5	62.2
⑴男	97.4	0.6	1.8	
⑴女	52.6	29.9	13.4	
正社員以外の労働者	45.4	41.5	8.1	37.8
⑴男	77.2	4.4	12.8	
⑴女	26.7	63.2	5.4	
契約社員	68.6	20.7	7.9	2.8
嘱託社員	85.9	10.5	0.3	1.8
出向社員	92.4	4.6	2.6	1.2
派遣労働者	70.5	18.2	8.8	4.7
⑴登録型	61.5	24.2	10.8	
⑴常用型	79.6	12.1	6.7	
臨時的雇用者	53.3	30	12.3	0.6
パートタイム労働者	28.6	56.4	8.7	22.5
その他	60.3	26.5	9.1	4.3

注 1）事業所及びその事業所の労働者の抽出調査のため、比率のみを掲示する。
注 2）就業形態の定義は次のとおりである。表 1 とは定義が異なることに注意。
　正社員：雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向などを除いた、いわゆる正社員／契約社員：特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者／嘱託社員：定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者／出向社員：他企業より出向契約に基づき出向してきている者、出向元に籍を置いているかどうかは問わない／派遣労働者：労働者派遣法に基づき派遣元事業者から派遣されてきている者／臨時的雇用者：臨時的に又は日々雇用されている労働者で、雇用期間が 1 か月以内の者／パートタイム労働者：正社員より 1 日の所定所定労働時間が短いか、1 週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が 1 か月を超えるか、または定めがない者
出所）厚生労働省（2008）

遠藤公嗣[2011]「第 6 章　雇用の非正規化と労働市場規制」辻村みよ子・大沢真理『ジェンダー社会科学の可能性　第 2 巻　承認と包摂へ－労働と生活の保障－』（岩波書店、2011 年 8 月 28 日刊）所収。

図表 3　賃金形態の分類表

現代の欧米社会の労働者・現代日本の非正規労働者・戦前に本の生産労働者の賃金に存在する

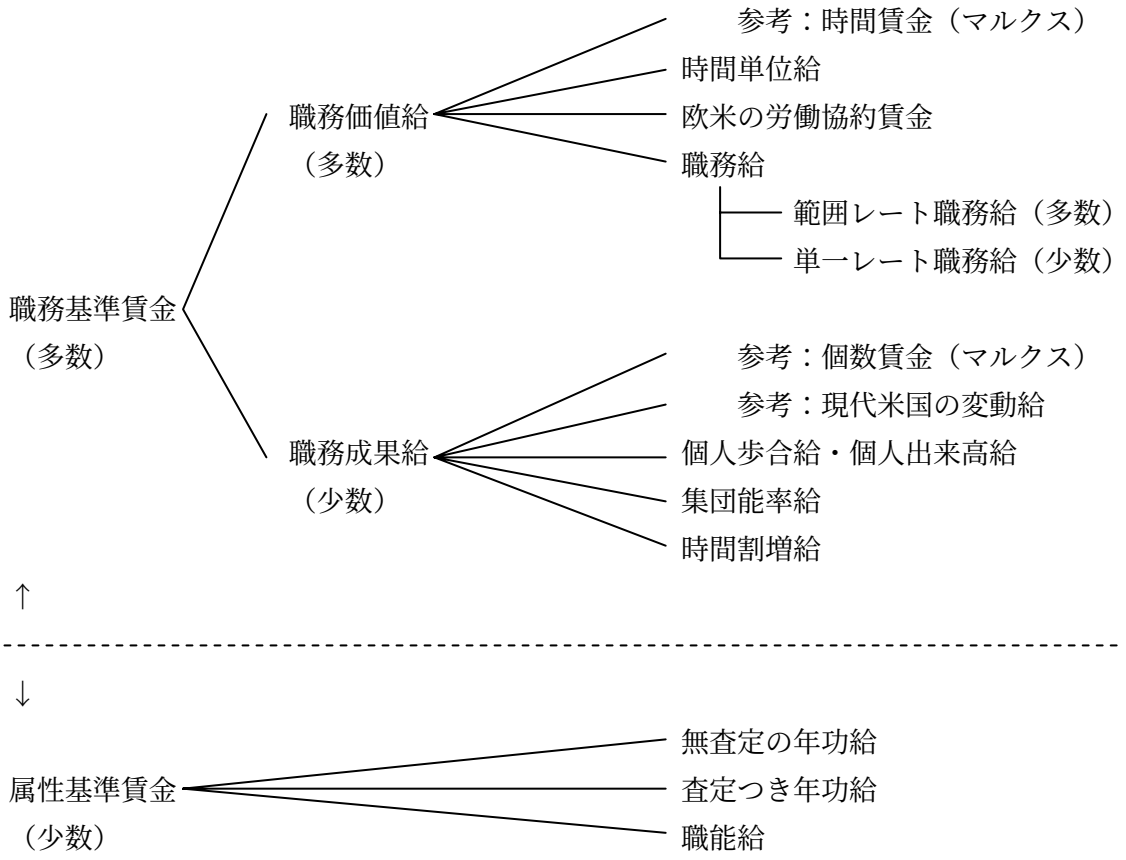

現代日本の正規労働者の月給の「本給」諸項目中のみに存在する

注：「欧米の労働協約賃金」と「職務給」は、現在では重複することがある（多い？）。
出所：遠藤公嗣[2005]　第 4 章の内容をもとに修正し作成。

図表 4　英国の地方公務員の例（労使協定で合意し、1998 年より実施）

地方自治体の全国統一職務評価制度の評価ファクター・ウエイト・レベルの得点

ファクター	ウエイト(%)	評価レベルと得点								最高得点計
4 大ファクター･13 サブファクター	100.0	1	2	3	4	5	6	7	8	1,000
知識･技能	38.4									384
1.知識	16.3	20	40	60	80	100	121	142	163	163
2.精神的技能	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
3.人間関係･コミュニケーション技能	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
4.身体的技能	6.5	13	26	39	52	65	―	―	―	65
負荷の要請	25.4									254
5.決定と独立性	10.4	13	26	39	52	65	78	91	104	104
6.身体的負荷	5.0	10	20	30	40	50	―	―	―	50
7.精神的負荷	5.0	10	20	30	40	50	―	―	―	50
8.感情的負荷	5.0	10	20	30	40	50	―	―	―	50
責任	31.2									312
9.人に対する責任	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
10.従業員の管理･監督･調整に対する責任	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
11.金銭的資源に対する責任	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
12.物的資源に対する責任	7.8	13	26	39	52	65	78	―	―	78
環境による要請	5.0									50
13.労働環境	5.0	10	20	30	40	50	―	―	―	50

注）表中の－の表記は、当該ファクターには、該当するレベルが設定されていないことを示している。

出所）Local Government Employers[2000]

図表 5

正規労働者グループ□■

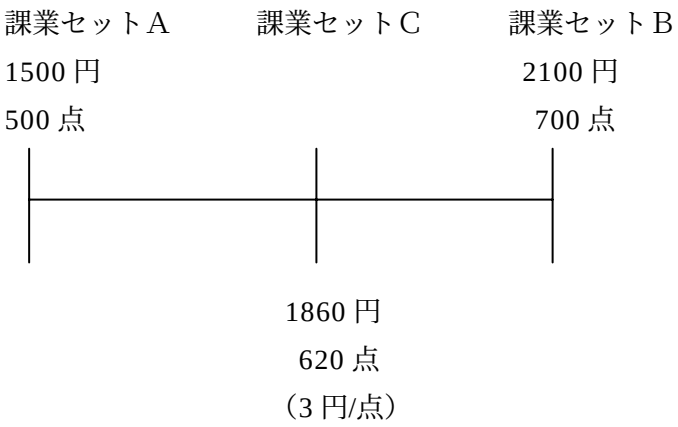
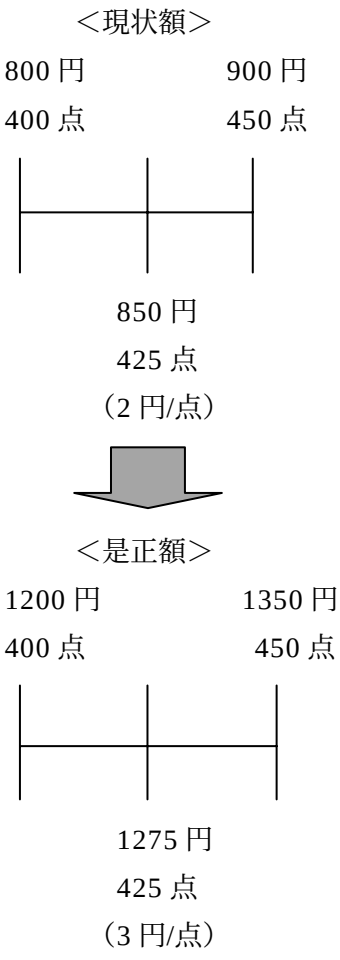
非正規労働者グループ○○